

京都市告示第193号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
崇仁経30号線	下京区小稲荷町87番地の11地先から	旧	メートル 175.00	メートル 3.95 ~ 6.70
	同区上之町18番地の11地先まで	新	174.60	6.00 ~ 8.00
崇仁緯4号線	下京区郷之町108番地の1地先から	旧	117.80	10.00 ~ 14.80
	同区小稲荷町59番地地先まで	新	118.10	9.98 ~ 16.10
太秦緯61号線	右京区太秦中筋町12番地の25地先から	旧	10.80	4.83 ~ 5.04
	同町13番地地先まで	新	10.80	6.00
向島緯68号線	伏見区桃山与五郎町1番地の304地先から	旧	60.10	5.92 ~ 6.24
	同町1番地の597地先まで	新	60.10	5.92 ~ 6.40
淀6号線	伏見区淀木津町194番地の2地先から	旧	40.10	3.85 ~ 4.04
	同町182番地の11地先まで	新	40.10	3.90 ~ 6.01
淀9号線	伏見区淀木津町646番地の3地先から	旧	43.20	5.98 ~ 9.00
	同町182番地の11地先まで	新	41.70	5.98 ~ 12.50

(建設局土木管理部道路明示課)